平成２５年（フ）第１４７号
秋田県男鹿市船川港船川字漆畑25番地４
債務者　杉本　　繁（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４７号
神奈川県高座郡寒川町小動409番地10
債務者　山田　知治
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越川　純哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４８号
神奈川県高座郡寒川町小動409番地10
債務者　山田　淳子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越川　純哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１１号
横浜市緑区中山町698番地１　ハイツ陽光３―102号
債務者　南　　哲雄
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠田　貴和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５８号
山梨県甲斐市西八幡4322番地６　エルコートＮ―102
債務者　藤森　健二
１　決定年月日時　平成26年１月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村光太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
奈良県香芝市良福寺91―１　碧い月２階、住民票上の住所大阪市都島区都島南通２丁目５番13号
債務者　悠設計工務こと　日野　昭男
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　智巌
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
北九州市小倉北区西港町123番地19
債務者　小林真一郎
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９８号
熊本県水俣市白浜町13番38号
債務者　山川　安行
１　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１２３号
山形県東置賜郡高畠町大字泉岡947番地
債務者　猪野　　勇
１　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２１４０号
愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字西田面157番地の２
債務者　近藤工業こと　近藤　時生
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩﨑　友就
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６２号
神戸市垂水区青山台１丁目10番６号
債務者　澤村　治男
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９０号
函館市湯浜町14番３―713号
債務者　安部　絹子
１　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９４号
函館市美原１丁目22番26号
債務者　岩井　智弘
１　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９号
三重県志摩市阿児町鵜方1058番地33、住民票上の住所愛知県安城市昭和町６番11号Ａ・ＣＩＴＹ昭和町406
債務者　中村賢太郎
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
三重県伊勢市尾上町７番７号
債務者　吉田　りか
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
三重県伊勢市御薗町長屋1990番地、前住所三重県伊勢市常磐１丁目13番14号
債務者　島田　千里
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
三重県志摩市阿児町国府3628番地440、前住所三重県志摩市阿児町国府1054番地56
債務者　堀　五三生
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係